

様式第7号ア（認定を受けようとする課程を有する大学・学科等における教員養成の目標等に関する書類）

(1) 大学・学科の設置理念**①大学**

本学は、1949年に臨済宗妙心寺派が創設した大学であり、2024年度現在、文学部（仏教学科、日本文学学科、日本文学）と社会福祉学部（社会福祉学科、臨床心理学科、児童福祉学科）の2学部6学科、大学院として文学研究科と社会福祉学研究科の2研究科を擁する大学である。

本学の設置目的は、花園大学学則（昭和24年4月1日制定）（以下「学則」という。）第1条に定めるとおり、「本学は高等の知識を授け、専門の学術を教授研究し、仏教精神によって人格を陶冶し、人類文化に貢献する人物の養成を目的とする」。つまり、建学の精神は、学則別表第1に定めるとおり「禅的仏教精神による人格の陶冶」である。

その教育の目的は、どの様な状況であっても主体的に行動できる、自立性・自律性を涵養することである。それはまた、「己事究明」（自己とは何かを究めて明らかにすること）を基盤とし、専門的知識・技術を身に付けることを通して、自分が素質として本来持っている力を発見することである。さらには、周りにいる人間の多様性を理解した上で、問題・課題の解決につながる思考・判断をすることができ、コミュニケーション能力を活用し、「利他の精神」に基づいて、社会に貢献することができる人材を養成することである。つまり、「自己を知り、他者を受け入れ、社会に貢献する人材を養成する」ことに他ならない。

その実現のために、卒業時に身に付けておくべき5つの資質・能力を定め、それらを身に付けることを到達目標とする教育課程を編成する。本学は、所定の期間在籍し、所定の単位を修得したことをもって、教育目標を達成したものとみなし、学士の学位を授与する。この卒業認定・学位授与の方針は、学則第4条第2項及び別表第1に次のとおり定められている。

(1) 自立性・自律性・主体性 (DP1)

自分自身のものの見方・考え方は、まだ不十分で発展途上にあることを自覚し、自分がもともと持っている力を見出す「己事究明」を通じて、より優れた見方・考え方の獲得を目指して学び続け、いかなる状況にあっても自立性と自律性をもって、主体的に行動することができる。

(2) 知識・理解 (DP2)

学部・学科において自らが学ぶ専門的知識を体系的に理解して修得し、具体的に活用することができる。また、そのことを通じて、自分とは異なる他者を含めて、あらゆる多様性を理解して受け入れることができる。

(3) 思考・判断 (DP3)

情報や知識を論理的に分析して表現したり、問題・課題を発見して、その解決に必要な情報を収集・分析したりできる思考力や判断力を身につけ、問題・課題を解決することができる。

(4) 技能・表現 (DP4)

他者の思いや考えを正確に理解するとともに、自らの思いや考えを的確に表現して意見を交わすことができる。また、情報を収集・分析し、その内容を正確に判断して、活用することができる。

(5) 態度・志向 (DP5)

他者の立場や利益を慮る「利他の精神」を養成し、社会の一員としての意識を持って、修得した知識、思考力、判断力、技能等を活用して、社会のために積極的に関与し、社会に貢献することができる。

②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

教育学部初等教育学科の設置目的は、深刻な小学校教員不足に対処するとともに、小学校教育の質の向上に資するため、Reflection（ふりかえり、省察）とResilience（しなやかさ）を兼ね備え、特別支援教育についても基礎的な理解と能力を有する小学校教員の養成を行うことである。あわせて、特別支援学校及び幼稚園の教員並びに保育士の養成も行う。

教育学部の目的を達成するために、卒業時に身に付けておくべき5つの資質・能力を定め、所定の期間

在籍し、所定の単位を修得したことをもって、教育目標を達成したものとみなし、学士の学位を授与する。学則に定める予定の教育学部・初等教育学科の卒業認定・学位授与の方針は次のとおりである。

(1) 自立性・自律性・主体性(DP1)

自分自身のものの見方・考え方は、まだ不十分で発展途上にあることを自覚し、自分がもともと具えている力を見出す「己事究明」を通じて、より優れた見方・考え方の獲得を目指して学び続け、いかなる状況にあっても自立性と自律性を持って、主体的に行動することができる。また、遭遇する状況において絶えず Reflection（ふりかえり、省察）を続けることで、自己をよく知り、自立的・自律的に学び続けることのできる「思慮深い(thoughtful)」教員や保育者としての基礎を獲得している。

(2) 知識・理解(DP2)

小学校教育・幼児教育・保育・特別支援教育に関する専門的知識を体系的に理解して修得し、具体的に活用することができる。また、そのことを通じて、自分とは異質な他者を含めて、あらゆる多様性を理解して受け入れることができる。さらに、情報化社会における学習環境や生活環境、社会の変化について基本的な知識・理解を有する。

(3) 思考・判断(DP3)

小学校教育・幼児教育・保育・特別支援教育に関する学びを通じて、情報や知識を論理的に分析して表現したり、問題・課題を発見して、その解決に必要な情報を収集・分析したりできる思考力や判断力を身に付け、問題・課題を解決することができる。学校や保育の現場において、思慮深い(thoughtful)教員や保育者として、課題を発見し、解決策を提示することができる。

(4) 技能・表現(DP4)

他者の思いや考えを正確に理解するとともに、自らの思いや考えを的確に表現して意見を交わすことができる。子ども支援の実践者として必要なコミュニケーション能力を身に付け、それを活用することができる。また、情報を収集・分析し、その内容を正確に判断して、活用することができる。特に ICT や AI などの適切な活用のための力量を有する。

(5) 態度・志向(DP5)

他者の立場や利益を慮る「利他の精神」を養成し、社会の一員としての意識を持って、修得した知識、思考力、判断力、技能等を活用して、社会のために積極的に関与し、社会に貢献することができる。直面する多様な状況の中で、多様な他者とも協働しながら、そこに存在する課題と向き合い、課題の解決や自身のさらなる力量形成に取り組むことができる。

(2) 教員養成の目標・計画

① 大学

現在、本学が課程認定を受けている免許状は、幼一種免、中一種免（国語、社会、宗教）、高一種免（国語、地理歴史、公民、書道、福祉、宗教）、特支一種免（知・肢・病）、養教一種免である。関連する資格である保育士養成課程及びスクールソーシャルワーカー養成課程も開設している。

大学としての教員養成の目標は、建学の精神に基づき「禅の仏教精神による人格の陶冶」を基盤とする教員を養成し、教育界に貢献することである。

教育学部初等教育学科の設置とともに、現在、臨床心理学科で行っている特別支援学校教諭の教職課程、児童福祉学科で行っている幼稚園教諭の教職課程を初等教育学科に編入する。加えて、中・高等学校教諭の教職課程を企画運営している「文学部教職課程」の教員も文学部から教育学部初等教育学科に再編し、大学全体の教員養成機能を一元的に初等教育学科に集約する。

これにより、文部科学省の「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職過程を実施する組織に関するガイドライン」（2012年）が提言する「全学的に教職課程を実施する組織体制」を整えることができることとなる。新設学部設置後は、教育学部初等教育学科が一元的に全学の教職課程を担当することとなるので、教員養成の水準の維持・向上に大きく貢献するものと考えられる。

特に、教育学部の新設により同学部に **16名**の教育学を専門とする教員集団が構成されることとなる。

これまで様々な学部学科に点在していた教職課程関連の人的・物的リソースが教育学部に集約されることにより、教育養成を軸とした教育学、教師教育学の教育研究機能が充実発展することが期待される。

なお、児童福祉学科が提供していた養教一種免は、新設学部の教員養成機能を小学校教育と幼児教育に特化するため、児童福祉学科が廃止される際に教職課程認定を取り下げる予定である。

また、高一種免（福祉）の課程については、本学では高校一種免（福祉）よりも高一種免（公民）を取得することを学生に薦めているので、新設学部の設置の際に認定を取り下げる予定である。

②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

教育学部初等教育学科の特色は、Reflection（ふりかえり、省察）とResilience（しなやかさ）を兼ね備え、特別支援教育についても基礎的な理解と能力を有する学校現場の中核的リーダーとして成長する小学校教員を養成するとともに、特別支援学校及び幼稚園の教員並びに保育士の養成を行うことである。

このため、「現場で育てる－学校拠点方式」、「班単位での学習－学習する組織」、「特別支援教育の重視」を基本に、教育活動を展開していく。

1) 教員養成の目標

【Reflection（ふりかえり、省察）】

Reflection（ふりかえり、省察）は、「思慮深い thoughtful」教師が日常的に行っていることである。「思慮深い教師」とは、単に教育内容に知悉し技能や技術としての指導法を身につけているというのではなく、「授業の準備と実践と反省のすべての過程をとおして、教材と対話し、子どもたちや同僚と対話し、自分自身と対話しながら、学びの創造に挑戦し続ける」（佐藤学）教師である。また、教育実践における絶えざる省察によって、実践的知識（教科内容に関する専門的知識を基盤にしながらも、教育実践の個々の事例に則して機能する知識であり、状況的で経験的な暗黙知）と実践的指導力、そして実践的見識（専門知や実践知を総合して省察し判断をするときの見識、叡智）を具えた教師でもある。「思慮深い教師」は理念としての教師像であり、本学科の養成課程では、そのような教師の専門職性の基盤を形成することを目標とする。

このため、徹底した実習を軸としたカリキュラム編成を行う。学校現場で様々な教育活動にかかわり、そこでの疑問や気づきを指導教員や同僚学生と話し合うことにより、すなわち、Reflection（ふりかえり、省察）することにより学んでいく。そして、入職後も Reflection（ふりかえり、省察）を続け、成長し、中核的リーダーとなっていくのである。

⇒ 【現場で育てる－「学校拠点方式」】

花園大学は、1年生から観察実習を、2年生、3年生、4年生で教職体験活動を導入するなど、4年間を通して学校現場を学びの場として教員を育てていく。福井大学教職大学院の「学校拠点方式」の精神、すなわち、大学キャンパスではなく、学校に重点を置く教員養成方式を、学部段階の教員養成に応用するのである。

特に、2年生、3年生が履修する教職体験活動では、朝から小学校に登校し、学級担任の補助、特別な教育的支援が必要な児童への補助など子どもたちの学校生活にかかわること全般に参加する。給食、昼休み、清掃、5校時目の授業が終わってから大学に帰り、指導教員と Reflection（ふりかえり、省察）を行う。「あの時の教師の発問のわけ」、「なぜ A 君は疑問を感じたのか」、一日の疑問を軸に、指導教員と学生の Reflection（ふりかえり、省察）は続く。

現場での経験が実践的指導力、実践的見識に結びつくには時間がかかるが、現場での豊かな経験が確かな実践力、深い学問的理解をもたらすことは、多くの教師教育関係者が賛同しているところである。

今後、採用選考試験が早期化され、本学学生が教育実習を受けずに教員採用選考試験を受けることとなったとしても、本学学生は、豊かな学校現場での経験を経ているので、教員になる強い意志をもって教員採用選考試験に臨むであろう。

【Resilience（しなやかさ）】

新採教員が直面する状況は多様である。大学では、その多様な学校現場で必要なすべての力を教えることはできない。しかしながら、協働性を生み出す、あるいは、存在するはずの協働性を見つけ出すことのできる教員を育成することはできる。同僚、先輩、管理職、様々な学校の活動を支える人々と協働しながら、そこに存在する課題と向き合い、それらの人々の力を活用し、課題の解決や自身のさらなる力量形成に取り組むことのできる教員や保育者を育成する。決して「折れること」のない、「こわれてしまう」ことのない教員、そして成長し続ける教員、すなわち Resilience（しなやかさ）を備えた教員を育成する。

⇒ 【班単位での学習－「学習する組織」】

Resilience（しなやかさ）を兼ね備えた教員を育成するため、学生は8～10人以内の班に分かれ、4年間、班単位で教育活動を行っていく。班単位での学習は、学校内外における協働性の喪失に対し、班を福井大学教職大学院でいう「学習する組織」として編成し、協働性を育成しようとする試みである。

同学年活動だけでなく、小学校教育における縦割り活動の要素を教員養成にも取り入れる。4年生が、1～2年生を指導・援助することにより、その指導力を育成することになるとともに、1年生が、1年生ならではの様々な思いを生かして問題解決に迫る。

班活動の哲学は「分かち合い」である。「分かち合い」とは、「どのような人間も社会にとって掛け替えのない存在であり、どのような人間でも相互にその存在を必要としているということを確認することである。」（神野直彦）。喜びや悲しみを「分かち合い」生きていくことである。「分かち合い」を基本哲学として班活動を進めることにより、学生は Resilience（しなやかさ）を身に付けていく。入職後も、「折れること」も「こわれること」もなく、中核的リーダーとして成長していくであろう。

【特別支援教育の重視】

特別支援教育の重要性は質・量ともに大きくなっている。特別支援教育の基礎知識と能力は、通常学級で指導する小学校教諭にとっても必要不可欠なものとなっている。

教育学部初等教育学科の全学生に特別支援学校教諭免許状の取得を義務付けることはしないが、全学生に特別支援教育の基礎知識と能力の獲得を求めることとする。

特に、「小1プロブレム」の問題において、特別な配慮を要する児童の教育が重要な課題となっていることに鑑みれば、特別支援教育に理解のある小学校教員を養成することは、幼小連携の観点からも、小学校教育の質の向上の観点からも重要な意義を有する。

2) 教員養成の計画

【コースへの分属】

1) に述べた教員養成の目標を達成するため、教育学部初等教育学科では、小学校教育と幼児教育に特化した教員養成を4年間かけていねいに行うこととし、このため小学校教諭を目指す「小学校教育コース」と幼稚園教諭及び保育士を目指す「幼児教育コース」を設置する。それぞれのコースへの分属は、入学後、学生の希望を踏まえて決める。

【教育課程】

前述の「(1) 大学・学科の設置理念 ②学科等」で述べた卒業認定・学位授与に関する方針を到達目標とする教育課程を編成する。

各専門分野の学問研究の体系的性及び教員免許・資格の取得を考慮しつつ、基礎教育科目、専門教育科目など必要とされる科目を学修の系統性や順序性に配慮しながら体系的に編成し、講義・演習・実習などを適切に組み合わせた授業を開講する。教育課程の体系的性を示すために、必修科目の履修年次の指定を始め、各科目間の関連性や各科目の内容の難易度を表現した番号を付与したナンバリングを行い、カリキュラム・マップを作成するなどして、教育課程の構造を明示する。

1 教育内容、2 教育方法・学修過程、3 評価については、以下のように定める。

1 教育内容

(1) 基礎教育科目 (CP1)

必修区分に、「基礎禅学」「人権」「基礎英語」及び大学教育への導入や基礎的なキャリア教育科目を初年次教育科目として配置する。

また、選択区分に演習を重視した教養教育科目及び他学科の提供科目を配置する。

(2) 教育学部初等教育学科の専門教育科目 (CP2)

各専門分野の学問研究の体系性を考慮しつつ、学修の系統性や順次性に配慮しながら体系的な教育課程を編成する。必修科目の履修年次の指定を始め、教育学部初等教育学科において、各学年次・各学期（前期・後期）ごとに、適切な科目配置を行う。

専門教育科目を中心とする教育内容を統合するために、4年次に「卒業研究」などを必修とし、それらを作成するための演習科目を、3年次と4年次に配置する。

2 教育方法・学修過程

(1) 「自立・自律・主体性」(DP1)と教育方法・学修過程 (CP3)

教育学部初等教育学科の授業において、学生一人一人の理解度等を考慮して、きめ細かい個別の教育的指導を各教員が行う。授業の内容と試験問題・レポート課題の内容・実施時期との整合性・連携性を適切に保つとともに、それらの採点結果の学生へのフィードバックに努める。採点の際には、ルーブリックを使用することを含めて、評価基準を明確化するとともに、必要に応じて、評価者間において評価基準を標準化・共有化して、適切な成績評価に努める。学生が学び続け、いかなる状況にあっても自立性と自律性を持って、主体的に行動することができることにつなげることを目指す。

(2) 「知識・理解」(DP2)、「技能・表現」(DP4)と教育方法・学修過程 (CP4)

学生が小学校教育、幼児教育、保育、特別支援教育に関する専門的知識を体系的に理解して修得したり、他者の思いや考えを正確に理解するとともに、自らの思いや考えを的確に表現して意見を交わしたりすることができるようになるため、授業において、発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習、グループ・ワーク等といった広義のアクティブ・ラーニングを採用し、学生の能動的な学修への参加を取り入れることに努める。特に、学校教育が直面する今日的課題に適切に対応することができるよう、人間の尊厳、多様な個性の尊重、ICTやAIなどの特性について理解を深め、子どもたちの多様な教育的ニーズに対応する力、及び、情報化社会における学習環境や生活環境の変化に適切に対応する力を育成する。

(3) 「思考・判断」(DP3)、「態度・志向」(DP5)と教育方法・学修過程 (CP5)

小学校教育、幼児教育、保育、特別支援教育に関する学びを通じて、学生が情報や知識を論理的に分析して表現したり、問題・課題を発見して、その解決に必要な情報を収集・分析したりできる思考力や判断力を身に付け、問題・課題を解決することができるようになるために、PBLやチーム・ラーニングのように、課題を解決する形式の教育方法を授業において採用することに努める。このことを通じて、他者の立場や利益を慮る「利他の精神」を養成し、学生が社会の一員としての意識を持って、修得した知識、思考力、判断力、技能等を活用して、社会のために積極的に関与し、社会に貢献することにつなげることを目指す。

3 評価

卒業認定・学位授与に関する方針において定めた、卒業時に身に付けておくべき5つの資質・能力(DP1～DP5)の修得状況を(1)大学、(2)学部・学科、(3)学生個人の3つのレベルで把握・評価する。

評価においては、1・2年次に実施する初年次教育におけるそれぞれの学生の評価を、3・4年次に実施する演習科目の教育活動に積極的に生かすなど、形成的評価を基本とする。

(3) 認定を受けようとする課程の設置趣旨（学科等ごとに校種・免許教科別に記載）

本学が新たに設置し認定を受けようとする課程は、教育学部初等教育学科の幼一種免、小一種免、特支一種免（知・肢・病）である。本初等教育学科がこれらの課程認定を申請する理由は、わが国の初等教育が置かれている現状に鑑み、幼少連携を熟知し、特別支援教育についても基礎的な理解と能力を有する小学校現場の中核的リーダーとして成長する教員を育成する必要があると考えるからである。

①小学校教諭一種免許状

先行する私立の小学校教員養成課程が課題として直面しているのは、「授業が成立しない」、「子どもの思いを理解できない」、「突然こわれてしまう」という新採の悲惨な状況である。「理論と実践の往還」、実務家教員の登用、模擬授業などの取り組みが行われているにもかかわらず。

本学は、Reflection（ふりかえり、省察）とResilience（しなやかさ）を小学校教員の基本にすることによってこれらの課題に対応できると考えている。福井大学が教職大学院で「学校拠点方式」、「学習する組織」を実践し、大きな成果を上げているように、本学は、小学校教員養成課程で、「福井方式」に取り組むのである。すくなくとも、私立大学の「実践研究」として試みる価値はあると考えている。

②幼稚園教諭一種免許状

小学校教員の養成において考えなければならないのは、幼小連携の重要性である。幼小連携については、中央教育審議会答申「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」（昭和46年（1971年）、いわゆる「46答申」）において、「4、5歳児から小学校の低学年の児童までを同じ教育機関で一貫した教育を行なうことによって、幼年期の教育効果を高めること」が提言され、以来、研究開発学校を始めとして幼小連携の取り組みが長年実施されてきた。

しかるに、今、改めて「小1プロブレム」が問題となり、文部科学省は2022年度から「幼保小の架け橋プログラム」を展開している。文部科学省の中央教育審議会初等中等教育分科会幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会の審議まとめ「学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～」(2023年2月)は、「今般、特に5歳児から小学校1年生までの2年間を「架け橋期」と称し、この2年間に焦点を当てているのは、子供の生涯にわたる学びや生活の基盤をつくるためには、架け橋期の教育を一層充実していくことが必要と考えるからである。」と論じている。

幼小連携は、小学校教員養成においても重要な課題である。教育学部初等教育学科においても、幼保小連携の観点から、幼児教育の基本的理解と能力を有する小学校教員の養成を行い、「架け橋期」の教育の充実に資することが必要と考えている。これまで社会福祉学部児童福祉学科で行ってきた幼稚園教諭及び保育士養成の経験が生きる。新設学部でも継続して幼稚園教諭の養成に取り組みたい。

③特別支援学校一種免許状（知・肢・病）

小学校教育の成否を決めるのは、幼少連携だけでない。小学校教員にとって、特別支援教育についての基礎的な理解と能力も必須である。

文部科学省の推計（「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」2022年12月）によると、通常の学級に在籍し、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合は小・中学校で8.8%、小学校で10.4%と言われている。小学校現場の校長からは、不登校児童の存在を考えると、登校する児童の10%を超える児童に課題があると言われている。

これからの小学校教員にとって、特別支援教育の基礎的な理解と能力は必要不可欠である。また、特別支援教育の支援によって、課題を有していた児童が小学校卒業後も健やかな成長の歩みをたどったという報告が現場から届いている。

本学からは、特別支援教諭の免許を得、京都のみならず、滋賀県等近畿圏、また、神奈川県等関東圏でも活躍している若手教員が、毎年、輩出されている。この特別支援教育に係る経験の蓄積を、特別支援学校教諭養成に生かすだけでなく、小学校教員養成にも生かしたい。

新学部の学生には、小学校又は幼稚園教諭の免許状を取得するだけでなく、少なくとも半数の学生には、特別支援学校教諭の免許状を取得して学校現場に参画することを期待している。

様式第7号イ

I. 教職課程の運営に係る全学的組織及び各学科等の組織の状況

(1) 各組織の概要

①

組織名称：	免許資格支援センター
目的：	全学の協力のもとで、免許・資格養成課程に関する事項並びに免許・資格取得等における実習・教育支援に関する事項を円滑、効果的に運営することを目的とする。
審議事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 養成課程の履修に関する事項 (2) 教育実習にかかる介護等体験並びに養成課程における実習の運営、指導、調整に関する事項 (3) 教育職員採用試験及び国家資格試験対策等に関する事項 (4) 教育職員免許状の授与申請及び資格登録申請に関する事項 (5) 官公省庁等への各種申請手続きに関する事項 (6) センター運営に関する事項 (7) その他、センターの目的達成のために必要な事項
責任者：	免許資格支援センター長
構成員(役職・人数)：	<ul style="list-style-type: none"> (1) センター長 1名 (2) センター主任 1名 (3) 養成課程代表教員※1 各課程1名 (4) センター業務を担当する事務職員 3名 <p>※1 各課程1名(幼稚園教諭、小学校教諭、中学校・高等学校教諭、特別支援学校教諭、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士)</p>
運営方法：	<p>センターにセンター会議を置き、センターの運営その他必要事項を審議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) センター会議は、センター長が招集し、議長となる。 (2) センター会議は、第4条第1項に定める者をもって構成する。 (3) センター長が必要と認めた場合は、第4条第1項で定める者以外の教職員の出席を求め、意見を聴取することができる。 (4) センター会議での審議事項は、学長に報告しなければならない。 <p>センター長は、養成課程の管理・運営に関する基本方針及び審議事項に係る業務を円滑に運営するために、運営会議を置くことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 運営会議は、養成課程代表教員の他、センター長が任命した者をもって構成する。 (2) 運営会議での審議事項は、センター長に報告しなければならない。 <p>教員養成に関する事項については、別に定める教職課程委員会で審議する。</p>

②

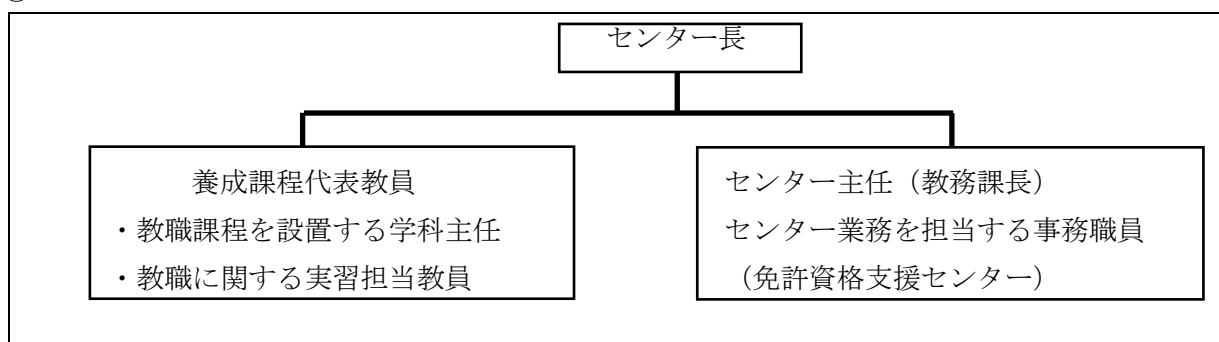
組織名称：	教職課程委員会
目的：	花園大学の教員養成について全学的な審議を行う。
審議事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教員養成に関する事項

様式第7号イ

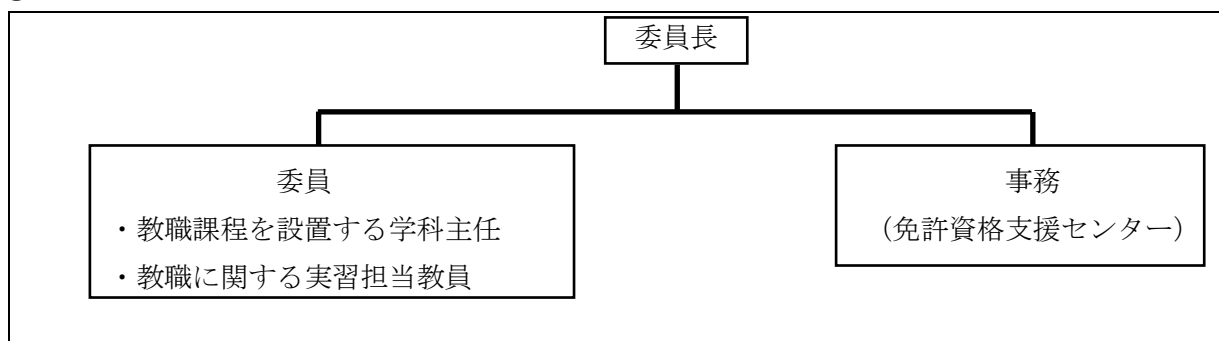
<p>(2) 教育職員免許法施行規則第22条の7に定める全学的な組織体制に関する事項</p> <p>(3) 教育職員免許法施行規則第22条の8に定める点検及び評価に関する事項</p>
責任者： 学長が指名した委員長
構成員（役職・人数）： <ul style="list-style-type: none"> (1) 委員長 1名 (2) 教職課程を設置する学科主任 各1名 (3) 教職に関する実習担当教員 免許種毎1名
運営方法： 委員会は教員養成に関する事項を審議し、委員長が随時招集する。

(2) (1) で記載した個々の組織の関係図

①



②



II. 都道府県及び市区町村教育委員会、学校、地域社会等との連携、協力に関する取組

(1) 教育委員会との人事交流・学校現場の意見聴取等

<p>①京都市教員養成連絡協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都市教育委員会が教員養成や教育実習の方針、手続について示す。 ・年2回程度開催。 ・構成メンバーとして、本学の教育実習を担当する教員が出席、各参加校もこれに参加し、意見交換している。今回開設する教育学部代表教員もこの協議会に出席予定である。 <p>②京都地区私立大学教職課程研究連絡協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都地区の22私立大学・短期大学、京都市教育委員会、京都市教職員組合、校長会の四者にて構成。 ・教育実習についての諸問題を協議する。 ・定期総会、研究大会、情報交換会各年1回。

様式第7号イ

- ・本学からは教育実習を担当する教員が出席し、協議、研究、情報交換を行っている。

③花園大学と京都市教育委員会との連携協力に関する協定（資料1）

- ・令和6年11月28日協定書、覚書締結。
- ・花園大学、京都市教育委員会、京都市教育委員会が推薦する学校長による連絡協議会を設置。
- ・学生に教育現場を体験する機会を提供すること、学生による児童生徒の教育活動の支援・協力、また教員の交流・研修に関することについて協議する。
- ・教育学部での学校現場の実習を円滑に行うため、本協定書に基づく運営協議会において適宜、協議を行なっていく予定である。

(2) 学校現場における体験活動・ボランティア活動等

①

取組名称： 学校ボランティア

- 連携先の調整方法：
- ・学生が応募する学校ボランティアを各自で選択・受入依頼（例：京都市学生ボランティア）
 - ・大学もしくは学生本人がボランティア先に連絡を取る。
 - ・決定後に大学指導教員から学内で事前指導を受け、選択した学校のボランティア活動に参加する。
 - ・ボランティア先からの郵送等連絡を受ける窓口は原則大学。
 - ・大学指導教員は、学生に対して事前・事後指導およびボランティア中の助言・指導を行う。

具体的な内容： 各校、園が必要とする学校活動をサポートするボランティア活動（学習、遊び、放課後学習の支援など）を行う。

②

取組名称： 京都市要請による学童クラブを大学内に開設

- 連携先の調整方法：
- ・花園大学、京都市、社会福祉法人京都社会福祉協会の三者連携事業として、連携協定書を令和7年3月に締結予定。（資料2）
 - ・三者間は定期的な協議会を開催する。

具体的な内容：

- ・円町児童館における学童クラブ施設として、花園大学内拈花（ねんげ）館1階の教室を充て、学生が学童クラブ活動に参加する。
- ・この他、円町児童館による育成支援や地域連携事業に学生が参加する。

III. 教職指導の状況

教職指導は、学科教員と免許資格支援センターが連携して行う。

1. 入学後の学科履修ガイダンスにおいて、カリキュラムマップと免許取得の希望に沿った履修モデルを提示し、履修登録指導を行う。指導時には、各年次で行う実習の目的を説明し、それを達成するために事前に学んでおくべき内容を理解させるとともに、集大成である教育実習への道筋を示す。また、この4年間の学びを「教職履修カルテ」に記録するように指導する。なお、履修ガイダンスは毎学年行い、当該学年で必要な実習、前提科目など、履修モデルに沿った説明を行う。
2. 年2回（前・後期成績確定後）、担当教員が学生面談を実施する。面談時には、「教職履修カ

様式第7号イ

ルテ」をもとに、履修状況・実習準備状況を確認し、学生個々の状況に応じた個別指導を行う。
3年次後半からは進路相談等も行う。オフィスアワーを設け、随時相談、指導を受けられる体制を整える。

3. 小学校教育コースについては、別途、単位化していない介護等体験ガイダンスを2年次に行う。
4. 教育実習の事務手続きについては、3年次に周知するとともに、実習前の心得や注意事項について指導する。
5. 教育実習前には、実習にかかる準備、心得、注意事項について、個別の成長度合いに合わせた指導を行う。
6. 近隣府県等教員採用試験説明会を実施するとともに、適宜本学出身の現職教員、近隣の現職教員、教育委員会からの指導主事等の招聘による講演会、研修の機会を設ける。

花園大学と京都市教育委員会との連携協力に関する協定書

花園大学と京都市教育委員会（以下「双方」という。）は、以下のとおり協定を締結するものとする。

（目的）

第1条 本協定は、双方が相互に連携協力し、教員の資質の向上及び教員養成の充実を図るとともに、教育上の諸課題等に適切に対応することにより、相互の教育活動の充実及び発展に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 双方は、次に掲げる事項について連携協力する。

- （1） 児童生徒及び学生に多様な学習機会を提供すること
- （2） 学生に教育現場を体験する機会を提供すること
- （3） 学生による児童生徒の教育活動への支援・協力に関すること
- （4） 教員の交流・研修に関すること
- （5） その他教育に関し必要と認める事項

（経費）

第3条 第2条に定める事項の実施に要する経費は、協議の上、双方において応分に負担する。

（協定期間）

第4条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から令和12年3月31日までとする。ただし、この協定書の有効期間満了の日の30日前までに、双方のいずれからも書面をもって改廃の申し入れがない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定書に定めるもののほか、連携協力に関する細目については、双方が協議して定めるものとする。

2 この協定書に定める事項について疑義が生じた場合は、双方が協議して解決を図るものとする。

本協定の締結の証として本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

令和6年11月28日

花園大学 学長
磯田 文雄



京都市教育長
稲田 新吾



覚 書

令和6年11月28日付けで締結された花園大学と京都市教育委員会との連携協力に関する協定書（以下「協定書」という。）第5条に基づき、連携協力に関する細目を次のとおり定める。

（観察実習等の実施）

- 第1条 協定書第2条(2)に定める機会の提供として、学校教員を目指す花園大学（以下「甲」という。）の学生が、京都市教育委員会（以下「乙」という。）の設置する小学校等の教育施設におけるサポート活動（「観察実習」「教職体験活動」等の授業科目の履修に関する活動（以下「観察実習等」という。））を実施するものとする。
- 2 受入れの調整にあたって、甲は乙の設置する学校と事前調整のうえ、観察実習等に参加する学生について乙に申請し、乙は受入れ学校長の許可に基づき受け入れを決定する。
- 3 学生は、主に学級担任補助、教科指導補助、学校行事補助、児童支援等の活動を行う。
- 4 甲は、乙及び受入れ学校長の意見等を踏まえ、観察実習等に関する実施要項を作成する。

（経費）

- 第2条 観察実習等の活動に必要な費用については、甲または参加する学生が負担する。

（保険加入）

- 第3条 甲は、参加学生に甲の定める賠償責任保険に加入することを義務付ける。
- 2 学生の活動中の災害補償について、乙はその責任を負わない。

（連絡協議会）

- 第4条 協定書第2条に掲げる連携協力事項を円滑かつ効率的に実施するため、甲及び乙が推薦する学校長等からなる連絡協議会を設置する。
- 2 前項の連絡協議会の実施及び運営に関する庶務は甲が行う。

本覚書の締結の証として本覚書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

令和6年11月28日

花園大学
事務局長 井戸 清隆



京都市総合教育センター
教員養成支援室長 西田 幸雄



令和7年1月31日

学校法人花園学園 花園大学 学長 磯田文雄 様

京都市長 松井孝治
(育成推進課 Tel 746-7610)

学童クラブ事業に係る施設利用に関する依頼書

平素は、本市子育て支援事業に各段のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、京都市円町児童館において実施している学童クラブ事業につきましては、近年の学童利用児童数の増加により、児童館のみでは利用を希望する児童全員の受け入れ可能なスペースの確保が困難な状況であり、新たな実施場所の確保が必要となっております。

つきましては、下記のとおり貴学施設の利用に関する依頼をさせていただきますので、ご検討のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

記

1 利用施設

花園大学 拈花館102

2 利用開始日

令和7年4月1日

3 利用時間

月曜日～金曜日 放課後～17時00分（準備時間前後30分程度を除く）

長期休業期間中 8時00分～17時00分（準備時間前後30分程度を除く）

※ 大学閉館期間（お盆・年末年始）は利用いたしません。

※ 上記時間以外についても、事業実施に必要な備品等を常時施設内に設置させていただきますよう、お願ひ申し上げます。

4 利用用途

学童クラブ事業：勉強、読書、ボードゲーム、飲食等

5 利用児童数

京都市円町児童館の学童クラブ登録児童数のうち、おおむね40名程度

6 利用料

100千円/月（税込）

様式第7号ウ

＜教育学部初等教育学科＞（認定課程： 幼一種免 ）

(1)各段階における到達目標

履修年次		到達目標
年次	時期	
1年次	前期	<p>教職課程で学んでいくための展望を得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各自がめざすべき教師像や保育者像を得る。 ・「初等教育入門」「障害児教育総論」「保育原理」の履修を通して、初等教育や特別支援教育の基本を理解し修得する。 ・基礎教育科目(教養教育)の履修により、教職に必要な教養(情報技術を含む)を身につける。 ・「観察実習」を通して、教育現場の仕組みと日常を理解し、教職に必要な知識や技術、習慣に関する各自が修得すべき事柄について課題意識をもつ。
	後期	<ul style="list-style-type: none"> ・「教職概論」「教育原理」を中心に、教師の役割と意義について学び、教師としてのあり方について、また人間形成に関する思想や歴史、制度等についての基本的な考え方を理解する。 ・「保育内容総論」により、「幼稚園教育要領」等を中心に、幼児教育・保育の基本を学び理解する。 ・「教育方法論」を中心に、教育方法と指導技術、教材作成、評価など、教育活動を展開するための基本を修得する。 ・「子どもと健康」他の科目を通して、領域に関する専門的事項についての知識を修得する。
2年次	前期	<p>教職に必要な知識や技能、技術の基本を学ぶ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国のしくみ(日本国憲法)」他、基礎教育科目の履修を通して、教職に必要な基礎知識を学ぶ。 ・「健康領域指導法Ⅰ」他の科目を通して、保育内容の指導法についての知識と技術を身につける。 ・子どもの多様性と子ども支援の方法について理解し知識を得る(「多様な子どもの理解と支援」「知的障害児の心理」)。
	後期	<ul style="list-style-type: none"> ・教育基礎科目の履修により、引き続き教職に必要な教養を身につける。 ・「健康領域指導法Ⅱ」「人間関係領域指導法Ⅱ」他の科目を通して、引き続き保育内容の指導法についての知識と技術を身につける。 ・子どもの発達に関する心理学的知識とそれを基盤とした子ども理解の方法を身につける(「心身の発達と学習の心理学」「子ども理解の理論と方法」)。 ・「多文化社会と学校園の教育」により、多様な社会文化や教育のあり方についての知見を得る。
3年次	前期	<p>教育学、幼児教育学の主要な理論や、教職に必要な知識と技能について理解を深める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「教育課程論」により、教育課程の編成とマネジメントの基本を理解し、現行の幼稚園教育要領や学習指導要領の意義について改めて確認し、これらに基づく教育課程のあり方について理解を深める。 ・「教育相談の理論と方法」により、幼児の自己理解や人間関係の構築と幼児への発達支援の理論と方法についての知識と理解を得る。 ・「初等教育セミナー(基礎)」や教員からの個別指導を中心に、各自の興味と関心を認識しさらに発展的な探究を進めるための展望を得る。
	後期	<p>教育学、幼児教育学の主要な理論や、教職に必要な知識と技能について理解を深める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「教育社会・制度論」「地域と学校園」により、社会の教育制度の仕組みや教育的課題とその背景について知識と理解を得る。また学校と地域との連携の意義や協働のあり方、学校園の安全への対応についても基礎的な知識と理解を得る。 ・「初等教育セミナー(基礎)」を中心に、各自の興味と関心を研究テーマへと発展させる手がかりを得る。またテーマにより、探究を深める手立てが文献研究なのか、調査研究なのか等、方法論についても展望を得る。
4年次	前期	<p>発展的応用的な専門知識や技法を学び、実践的指導力を磨く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「教育実習事前事後指導」により、教育実習の目的と意義を理解し、また教育実習(実地保育)に備えて十分な教材研究ができるようにする。 ・「教育実習(幼小)」により、幼稚園での実習体験をもとに、自らの課題を発見し、解決の方策を立案し実行できるようにする。また教員としての自らの資質能力について省察し、強みと不十分な点について認識を深める。 ・「初等教育セミナー(発展)」を中心に、幼児教育における自らの課題を設定し、さらに探究する。
	後期	<ul style="list-style-type: none"> ・専門職としての資質能力がどの程度身につけているかを認識する。 ・「保育・教職実践演習」を通して、省察する力、他者理解、他者と協働する力、コミュニケーション能力(対人関係能力)がどの程度身につけているか、また教職の倫理についての理解について自己評価をする。 ・「初等教育セミナー(発展)」により、各自の研究テーマについて探究し、「卒業研究」の執筆・制作につなげる。

様式第7号ウ（教諭）

＜教育学部初等教育学科＞（認定課程：幼一種免）

(2)具体的な履修カリキュラム

履修年次		具体的な科目名称					
		保育内容の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等	領域に関する専門的事項に関する科目	大学が独自に設定する科目	施行規則第66条の6に関する科目	その他教職課程に関連のある科目	
年次	時期						
1年次	前期			観察実習	体育実技X	初等教育入門	
				保育原理	英語 I	障害児教育総論	
				社会福祉	スポーツ社会学		
					学校教育における情報基礎		
	後期	特別支援教育論	子どもと健康	子ども家庭福祉	英語 II		
		教育方法論	子どもと人間関係				
		教職概論	子どもと環境				
		教育原理	子どもと言葉				
		ICTを活用した教育の理論と方法	子どもと表現(造形)				
		保育内容総論					
2年次	前期	健康領域指導法 I	子どもと表現(音楽)		国のしくみ(日本国憲法)	多様な子どもの理解と支援	
		人間関係領域指導法 I				知的障害児の心理	
		環境領域指導法 I					
		言葉領域指導法 I					
		表現領域(造形)指導法					
	後期	心身の発達と学習の心理学 子ども理解の理論と方法					多文化社会と学校園の教育
		健康領域指導法 II					
		人間関係領域指導法 II					
		環境領域指導法 II					
		言葉領域指導法 II					
		表現領域(音楽)指導法					
3年次	前期	教育課程論				初等教育セミナー(基礎) I	
		教育相談の理論と方法					
	後期	教育社会・制度論					初等教育セミナー(基礎) II
						地域と学校園	
4年次	前期	教育実習事前事後指導				初等教育セミナー(発展) I	
		教育実習(幼小)					
	後期	保育・教職実践演習					初等教育セミナー(発展) II

＜教育学部初等教育学科＞（認定課程： 小一種免 ）

(1)各段階における到達目標

履修年次		到達目標
年次	時期	
1年次	前期	<p>教職課程で学んでいくための展望を得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各自がめざすべき教師像を得る。 ・「初等教育入門」「障害児教育総論」の履修を通して、初等教育や特別支援教育の基本を理解し修得する。 ・教育基礎科目(教養教育)の履修により、教職に必要な教養(情報技術を含む)を身につける。 ・実習科目「観察実習」を通して、教育現場の仕組みと日常を理解し、教職に必要な知識や技術、習慣に関する各自が修得すべき事柄について課題意識をもつ。
	後期	<ul style="list-style-type: none"> ・「教職概論」「教育原理」を中心に、教師の役割と意義について学び、教師としてのあり方について、また人間形成に関する思想や歴史、制度等についての基本的な考え方を理解する。 ・「教育方法論」「ICTを活用した教育の理論と方法」を中心に、教育方法と指導技術、ICTを活用した教育方法、教材作成、評価など、教育活動を展開するための基本を修得する。 ・「初等生活科」など教科に関する専門的事項について学びを開始する。
2年次	前期	<p>教職に必要な知識や技能、技術の基本を学ぶ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国のしくみ(日本国憲法)」他、基礎教育科目の履修を通して、教職に必要な基礎知識を学ぶ。 ・「初等国語科(書写を含む)」「初等数学科」他の科目を通して、教科の専門的事項についての知識と理解を修得する。 ・子どもの多様性と子ども支援の方法について理解し知識を得る(「多様な子どもの理解と支援」「知的障害児の心理」)。
	後期	<ul style="list-style-type: none"> ・教育基礎科目の履修により、引き続き教職に必要な教養を身につける。 ・「初等理科」他の科目を通して、教科の専門的事項についての知識と理解を修得する。 ・「健康領域指導法Ⅱ」「人間関係指導法Ⅱ」他の科目を通して、引き続き保育内容の指導法についての知識と技術を身につける。 ・子どもの発達に関する心理学的知識とそれを基盤とした子ども理解の方法を身につける(「心身の発達と学習の心理学」「子ども理解の理論と方法」)。 ・「教職体験活動Ⅰ」を通して、実習先の小学校での教育活動を体験し、理解を深めるとともに教員に求められる資質能力について整理し、自らの課題とする。 ・「多文化社会と学校園の教育」により、多様な社会文化や教育のあり方についての知見を得る。
3年次	前期	<p>教育学の主要な理論、教職に必要な知識と技能について理解を深める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「教育課程論」により、教育課程の編成とマネジメントの基本を理解し、現行の学習指導要領の意義について改めて確認し、これらに基づく教育課程のあり方について理解を深める。 ・「初等社会科指導法」他を通して、教科の教材研究の方法と指導技術を修得する。 ・「教育相談の理論と方法」により、幼児の自己理解や人間関係の構築と幼児への発達支援の理論と方法についての知識と理解を得る。 ・「AIおよび教育データ活用入門」によりICT活用の知識と技術を学ぶ。 ・「初等教育セミナー(基礎)」や個別指導を中心に、各自の興味と関心を認識しさらに発展的な探究を進めるための展望を得る。
	後期	<ul style="list-style-type: none"> ・教育学の主要な理論や考え方、教職に必要な知識と技能について理解を深める。また、「教職体験活動Ⅱ」等を通して、実践的知識の修得につとめる。 ・「教育社会・制度論」「地域と学校園」他により、社会の教育制度の仕組みや教育的課題とその背景について知識と理解を得る。また学校と地域との連携の意義や協働のあり方、学校園の安全への対応についても基礎的な知識と理解を得る。 ・「初等教育セミナー(基礎)」や個別指導において、各自の興味と関心を研究テーマへと発展させる手がかりを得る。またテーマにより、探究を進める手立てが文献研究なのか、調査研究なのか等、方法論についても展望を得る。
4年次	前期	<p>発展的応用的な専門知識や技法を学び、実践的指導力を磨く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「教育実習事前事後指導」により、教育実習の目的と意義を理解し、また教育実習に備えて十分な教材研究ができるようにする。 ・「教育実習(幼小)」により、学校現場の体験をもとに、自らの課題を発見し、解決の方策を立案し実行できるようにする。また教員としての自らの資質能力について省察し、強みと不十分な点について認識を深める。 ・「初等教育セミナー(発展)」を中心に、初等教育における自らの課題を設定し、探究する。
	後期	<ul style="list-style-type: none"> ・専門職としての資質能力がどの程度身についているかを認識する。また各自の課題意識のもとに「教職体験活動Ⅲ」に従事し、実践的指導力の修得につとめる。 ・「教職実践演習」を通して、省察する力、他者理解、他者と協働する力、コミュニケーション能力(対人関係能力)がどの程度身についているか、また教職の倫理についての理解について自己評価をする。 ・「初等教育セミナー(発展)」により、各自の研究テーマについて探究し、「卒業研究」の執筆・制作につなげる。

様式第7号ウ（教諭）

＜教育学部初等教育学科＞（認定課程：小一種免）

(2) 具体的な履修カリキュラム

履修年次		具体的な科目名称				
		各教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等	教科に関する専門的事項に関する科目	大学が独自に設定する科目	施行規則第66条の6に関する科目	その他教職課程に関連のある科目
年次	時期					
1 年次	前期			観察実習	体育実技X	初等教育入門
					英語 I	障害児教育総論
					スポーツ社会学	
					学校教育における情報基礎	
	後期	特別支援教育論	初等生活科		英語 II	
		教育方法論				
		教職概論				
		教育原理				
		ICTを活用した教育の理論と方法				
2 年次	前期	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	初等国語科(書写を含む)	教職体験活動 I	国のしくみ(日本国憲法)	多様な子どもの理解と支援
			初等算数科			知的障害児の心理
	後期	心身の発達と学習の心理学	初等社会科			多文化社会と学校園の教育
		初等国語科指導法	初等理科			子ども理解の理論と方法
		初等算数科指導法				
		初等英語科指導法				
	3 年次	前期	教育課程論			
教育相談の理論と方法						AIおよび教育データ活用入門
初等社会科指導法						
初等理科指導法						
初等生活科指導法						
初等図画工作科指導法						
初等家庭科指導法						
後期		教育社会・制度論		教職体験活動 II		初等教育セミナー(基礎) II
		生徒指導の理論と方法(進路指導を含む)				地域と学校園
		道徳教育の理論と指導法				
		初等音楽科指導法				
		初等体育科指導法				
4 年次	前期	教育実習事前事後指導				初等教育セミナー(発展) I
		教育実習(幼小)				
	後期	教職実践演習(幼小)		教職体験活動 III		初等教育セミナー(発展) II

様式第7号ウ

＜教育学部初等教育学科＞（認定課程： 特支一種免 ）

(1)各段階における到達目標

履修年次		到達目標
年次	時期	
1 年次	前期	<p>教職課程で学んでいくための展望を得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各自がめざすべき教師像を得る。 ・「初等教育入門」「障害児教育総論」の履修を通して、初等教育や特別支援教育の基本を理解し修得する。 ・教育基礎科目(教養教育)の履修により、教職に必要な教養(情報技術を含む)を身につける。 ・実習科目「観察実習」を通して、教育現場の仕組みと日常を理解し、教職に必要な知識や技術、習慣に関する各自が修得すべき事柄について課題意識をもつ。
	後期	<p>特別支援教育の基礎理論を学ぶ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「教職概論」「教育原理」を中心に、教師の役割と意義について学び、教師としてのあり方について、また人間形成に関する思想や歴史、制度等についての基本的な考え方を理解する。 ・「特別支援教育論」を中心に、特別支援の意義、特別支援を必要としている幼児・児童にとっての環境整備、障害の特性、特別支援教育の教育課程や支援の方法等基本的な知識と理解を得る。 ・「教育方法論」「ICTを活用した教育の理論と方法」を中心に、教育方法と指導技術、ICTを活用した教育方法、教材作成、評価など、教育活動を展開するための基本を修得する。 ・「初等生活科」など教科に関する専門的事項について学びを開始する。
2 年次	前期	<p>教職に必要な知識や技能、技術の基本を学ぶ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国のしくみ(日本国憲法)」他、基礎教育科目の履修を通して、教職に必要な基礎知識を学ぶ。 ・知的障害児の心理について学ぶ。 ・知的障害児の教育課程とその指導法についての知識と理解を得る。 ・「健康領域指導法Ⅱ」「人間関係指導法Ⅱ」他の科目を通して、引き続き保育内容の指導法についての知識と技術を身につける。 ・子どもの多様性と子ども支援の方法について理解し知識を得る(「多様な子どもの理解と支援」「知的障害児の心理」)。
	後期	<ul style="list-style-type: none"> ・教育基礎科目の履修により、引き続き教職に必要な教養を身につける。 ・知的障害児の生理・病理、また視覚障害についての知識と理解を得る。 ・「初等理科」他の科目を通して、教科の専門的事項についての知識と理解を修得する。 ・「初等国語科指導法」他により教科の教材開発と指導法に関する知識と技術を修得する。 ・子どもの発達に関する心理学的知識とそれを基盤とした子ども理解の方法を身につける(「心身の発達と学習の心理学」「子ども理解の理論と方法」)。 ・「教職体験活動Ⅰ」を通して、実習先の小学校での教育活動を体験し、理解を深めるとともに教員に求められる資質能力について整理し、自らの課題とする。 ・「多文化社会と学校園の教育」により、多様な社会文化や教育のあり方についての知見を得る。
3 年次	前期	<p>身体に障害のある子どもの心理・生理・病理を理解する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育学の主要な理論や考え方、教職に必要な知識と技能について理解を深める。 ・「教育課程論」により、教育課程の編成とマネジメントの基本を理解し、現行の学習指導要領の意義について改めて確認し、これらに基づく教育課程のあり方について理解を深める。 ・「初等社会科指導法」他を通して、教科の教材研究の方法と指導技術を修得する。 ・「教育相談の理論と方法」により、幼児の自己理解や人間関係の構築と幼児への発達支援の理論と方法についての知識と理解を得る。 ・「AIおよび教育データ利活用入門」によりICT活用の知識と技術を学ぶ。 ・「初等教育セミナー(基礎)」や個別指導を中心に、各自の興味と関心を認識しさらに発展的な探究を進めるための展望を得る。
	後期	<ul style="list-style-type: none"> ・身体に障害のある子どもの心理・生理・病理やその教育の方法について学ぶ。 ・重複障害児・発達障害児への教育のあり方について学ぶ。 ・教育学の主要な理論や考え方、教職に必要な知識と技能について理解を深める。また「教職体験活動Ⅱ」等を通して、実践的知識の修得につとめる。 ・「教育社会・制度論」「地域と学校園」他により、社会の教育制度の仕組みや教育的課題とその背景について知識と理解を得る。また学校と地域との連携の意義や協働のあり方、学校園の安全への対応についても基礎的な知識と理解を得る。 ・「初等教育セミナー(基礎)」や個別指導において、各自の興味と関心を研究テーマへと発展させる手がかりを得る。またテーマにより、探究を深める手立てが文献研究なのか、調査研究なのか等、方法論についても展望を得る。

4 年 次	前期	<p>応用的発展的な専門知識や技法を学び、実践的指導力を磨く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校教育実習指導と教育実習、また実習後のふり返りにより、特別支援教育を反省的に実践する力について認識し、自らの課題とする。 ・「教育実習事前事後指導」により、教育実習の目的と意義を理解し、また教育実習に備えて十分な教材研究ができるようにする。 ・「教育実習(幼小)」により、学校現場の体験をもとに、自らの課題を発見し、解決の方策を立案し実行できるようにする。また教員としての自らの資質能力について省察し、強みと不十分な点について認識を深める。 ・「初等教育セミナー(発展)」を中心に、初等教育における自らの課題を設定し、探究する。
	後期	<ul style="list-style-type: none"> ・専門職としての資質能力がどの程度身についているかを認識する。また各自の課題意識のもとに「教職体験活動Ⅲ」に従事し、実践的指導力の修得につとめる。 ・「教職実践演習」を通して、省察する力、他者理解、他者と協働する力、コミュニケーション能力(対人関係能力)がどの程度身についているか、また教職の倫理についての理解について自己評価をする。 ・「初等教育セミナー(発展)」により、各自の研究テーマについて探究し、「卒業研究」の執筆・制作につなげる。

様式第7号ウ（特支）

＜教育学部初等教育学科＞（認定課程：特支一種免）（基礎免許状となる課程：小一種免）

(2)具体的な履修カリキュラム

履修年次		具体的な科目名称					その他教職課程に関連のある科目	
		基礎となる教諭の免許状に関する履修カリキュラム				特別支援教諭免許状に関する履修カリキュラム		
年次	時期	教育の基礎的理解に関する科目等	教科(領域)に関する専門的事項	大学が独自に設定する科目	施行規則第66条の6に関する科目	特別支援教育に関する科目		
1年次	前期			観察実習	体育実技X	障害児教育総論	初等教育入門	
					英語Ⅰ			
					スポーツ社会学			
	後期				学校教育における情報基礎			
		特別支援教育論	初等生活科		英語Ⅱ			
		教育方法論						
2年次	前期	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	初等国語科(書写を含む)	教職体験活動Ⅰ	国のしくみ(日本国憲法)	知的障害児の心理	多様な子どもの理解と支援	
			初等算数科			知的障害児教育		
						特別支援教育指導法		
	後期	心身の発達と学習の心理学	初等社会科			知的障害児の生理・病理	多文化社会と学校園の教育	
		初等国語科指導法	初等理科			視覚障害総論		
		初等算数科指導法						
		初等英語科指導法						
	3年次	前期	教育課程論				肢体不自由児の心理・生理・病理	初等教育セミナー(基礎)Ⅰ
			教育相談の理論と方法				肢体不自由児教育	AIおよび教育データ利活用入門
			初等社会科指導法				聴覚障害総論	
初等理科指導法								
初等生活科指導法								
初等図画工作科指導法								
初等家庭科指導法								
後期		教育社会・制度論		教職体験活動Ⅱ		病弱児の心理・生理・病理	初等教育セミナー(基礎)Ⅱ	
		生徒指導の理論と方法(進路指導を含む)				病弱児教育	地域と学校園	
		道徳教育の理論と指導法				重複LD等教育総論		
		初等音楽科指導法						
		初等体育科指導法						
4年次	前期	教育実習事前事後指導				特別支援学校教育実習指導		
		教育実習(幼小)				特別支援学校教育実習	初等教育セミナー(発展)Ⅰ	
	後期	教職実践演習(幼小)		教職体験活動Ⅲ			初等教育セミナー(発展)Ⅱ	